

港区志田町保育室業務委託採点基準表
(第一次審査)

第一次審査 (書類審査)			
候補者名		記入者	

	様式	劣	やや劣	普通	やや優	優	評価係数	点数	最高点	
		1	2	3	4	5				
I 事業実績の評価										
1	同種・類似施設または事業の運営実績 【事務局採点】	・認可保育所または認証保育所の実績を有しているか。 ※事務局採点基準 0~1施設:1点、2~3施設:2点、4~6施設:3点、7~9施設:4点、10施設以上:5点	様式4-1 様式4-2	事務局採点			× 1	0	5	
II 運営提案の評価										
1 基本理念										
(1)	事業展開にあたっての考え方・基本方針	・港区保育室事業の運営をするにあたっての基本方針が明確かつ適切か。 ・安全・安心な生活・体験環境を提供する事が可能であるか。	様式5-1 (1)				× 2		10	
(2)	乳児及び幼児の健全育成の考え方・取組	・各方針に基づく取組提案は的確かつ実現可能なものか。 ・乳児、幼児の健全育成についての考え方・取組が明確かつ適切か。 ・子どもの発達に応じた自立性・社会性・創造性を育むものであるか。	様式5-1 (2)				× 2		10	
2 管理運営										
(1)	責任者(施設長候補者)の経歴(勤務した実績)	・認可保育所または施設長勤務年数について、運営を行うにあたり支障はないか。	様式5-2 (1)				× 1		5	
(2)	責任者・職員の配置(年齢別配置数、常勤(週5日・8時間勤務)、非常勤の別、副園長の配置数)	・区立保育園と同等の保育を実現するために必要な職員体制が確保されているか。 ・資格・経験を有する職員配置となっているか。 ・児童数を考慮した、適切な職員配置がされているか。 ・緊急時の対応が取れる体制になっているか。	様式5-2 (2)				× 2		10	
(3)	勤務体制(平日、土曜日別の勤務体制表)及び欠員時の対応	・運営時間の変化に応じた適正な職員体制になっているか。(平日、土曜、早朝、夜間) ・ローテーションで無理なく職員配置されているか。 ・職員の欠勤等に対する体制が取れているか。	様式5-2 (3)				× 2		10	
(4)	人材確保・職員採用、人材育成(研修)、職員の定着	①人材確保・採用(採用資格、実務経験、雇用形態、賃金等) ・職員の採用計画または人事異動による配置をどのように考えているか。 ・雇用形態・賃金形態は適正か。 ・資格や経験を重視した職員の採用・確保をしているか。 ・健康状態や労働環境の安全配慮を行っているか。 ②職員の人材育成 ・人材育成方針が明確か。 ・具体的な専門研修等、職務に必要な提案がされているか。 ・基本的な接遇の研修があるか。 ③職員の定着のための考え方や取組 ・具体的な職員定着のための取組や考え方があるか。	様式5-2 (4)				× 2		10	
3 事業内容										
(1)	年間事業計画	・年間事業計画は、施設の設置目的に合致したものであるか。	様式5-3 (1)				× 2		10	
(2)	全体的な計画及び指導計画(全体・各年齢別)	・保育実施に当たっての計画内容が、各年齢や各園児の発達に寄り添うものとなっているか。 ・指導計画に基づく保育内容が明確かつ実現可能な内容となっているか。	様式5-3 (2)				× 2		10	
(3)	保護者との関わりについての考え方・取組(子育て相談、苦情解決・サービス向上の取組及び利用者の意見を反映した仕組みに関することを含む)	・保護者との信頼関係を築き、園児の成長を見守る取組や考え方が示されているか。 ・各家庭の状況を踏まえ、保護者の相談に応じた子育て支援体制が確保されているか。 ・保護者からのクレーム等への対応は、明確で適切になっているか。 ・クレーム等をサービス向上の取組に活かしているか。 ・意見箱やアンケート調査、保護者懇談会等意見を聴く仕組み等があるか。	様式5-3 (3)				× 2		10	
(4)	子どもの悩みやトラブルへの対応についての考え方・取組	・園児一人ひとりの状況を把握し、困っていることやトラブルを抱えているときに適切な支援・助言ができる体制を確保しているか。 ・子どもの成長・発達に応じて、指導計画と連動した取組が講じられているか。	様式5-3 (4)				× 2		10	
(5)	障害のある児童等、特別な支援が必要な子どもへの配慮についての考え方・取組	・障害等のある児童の受け入れの考え方が示されているか。 ・職員研修等の取組が示されているか。	様式5-3 (5)				× 2		10	
(6)	児童の人権に配慮した事業運営(性的マイノリティへの配慮や、虐待の防止・早期発見など)	・利用者の人権(性的マイノリティへの配慮や、虐待の防止・早期発見など)に対する考え方、法令遵守と具体的な取組について示されているか。 ・不適切保育防止の取組が示されているか。 ・子どもの権利擁護にかかわる視点があるか。	様式5-3 (6)				× 3		15	
(7)	近隣の学校や施設及び地元町会等との連携・協力についての考え方・取組	・学校との連携及び情報共有の体制が確保されているか。 ・近隣の児童施設や町会等との連携を考えているか。 ・多世代交流など児童健全育成に配慮した事業提案があるか。	様式6-3 (7)				× 1		5	
4 本部の支援体制										
(1)	現場との関わり方について(保育室への関わりや課題認識、トラブル発生時の対応)	・日頃から保育室の現状や課題を認識し、職員相談等の支援体制が整っているか。 ・園の課題を現場任せにせず、本部も一体となって取り組む姿勢が見られるか。 ・トラブルが発生したときに、本部を含めた体制がとれているか。	様式5-4 (1)				× 1		5	
(2)	マニュアルの整備	・各種マニュアルの整備がされており、現場で活用できるように作成されているか。	様式5-4 (2)				× 1		5	
5 安全対策・危機管理										
(1)	乳幼児の活動中(施設内・戸外)の安全確保の取組	・活動中の安全対策は施設・設備の状況を踏まえた適切なものか。 ・戸外活動時の事故予防策、安全確保や事故予防策を講じているか。(お散歩経路等の危険箇所等を把握しているか。) ・日常的な安全点検等、事故を予防する取組が明確か。 ・他施設の事故情報をもとに予防策を考慮しているか。	様式5-5 (1)				× 2		10	
(2)	乳幼児の健康管理・施設の衛生管理	・乳幼児の健康管理、衛生管理について、区の方針や保育室の実状に応じた具体的な取組が提案されているか。	様式5-5 (2)				× 2		10	
(3)	給食の提供(発達に合わせた給食の内容・食育の推進、アレルギー対応、誤食・食中毒予防等の取組)	・栄養面を考慮し、発達に合わせた食事やおやつ提供について、事業者の工夫や取組が提案されているか。 ・食育の推進を通じて園児の食欲増進や食べることへの楽しみを促す提案がされているか。 ・食物アレルギーのある園児の情報共有や誤食防止の取組や、アレルギー症状が出た園児への処置は適切か。 ・食中毒予防の取組は適切か。	様式5-5 (3)				× 2		10	
(4)	事故・災害発生時の対応、区や関係機関への報告・連絡体制	・事故発生時の対応方法が迅速かつ適切であるか。 ・災害発生時の職員体制や保護者の引取り等具体的な対応策は示されているか。 ・再発防止へ向けての取組姿勢があるか。 ・区及び関係機関との連携・情報共有が明確か。	様式5-5 (4)				× 2		10	
(5)	個人情報の適切な取扱いに関する取組	・港区個人情報保護制度を理解しているか。 ・個人情報漏えい防止の取組があるか。 ・事業者の取組として、プライバシーマーク取得などの実績があるか。 ・研修等により各職員の認識を深めるための取組は講じられているか。	様式5-5 (5)				× 1		5	
III 見積額の評価										
(1)	見積額 【事務局採点】	・参考事業規模に対する見積額により採点 ※事務局採点基準 事業規模に対する提案額(万円未満切り上げ)の割合 80%未満:1点、97.5%以上:2点、95%以上97.5%未満:3点、87.5%以上95%未満:4点、80%以上87.5%未満:5点	見積書	事務局採点			× 4	0	20	
第一審査評価点 ※1次審査評価点(1,025点満点) ※原則、基準点(最低ライン)は6割(615点)とし、第一次審査通過は審議事項とする。										
事務局採点 計① 【25点×5委員分=125点満点】								0	25	
委員採点 計② 【180点×5委員分=900点満点】								0	180	
第一次審査採点 小計③ (①+②) 【205点×5委員分=1,025点満点】								0	205	

加算項目		点数	最高点
ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%（小数点以下切上げ）を一次評価点に加算します。 ※事務局採点配点の満点（25点×5委員分＝125点）の5%は7点なので、第一次審査の満点（1,000点）に最大35点（7点×5項目）が加算されます。			
ア	区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加算	7
イ	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加算。	7
ウ	障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加算	7
エ	環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加しているまたはMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加算	7
オ	災害協定活動に対する評価	区と災害時における協定の締結がある場合または区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加算	7
加算項目 合計		0	35

講評等（ポイントとなった事項など）

港区志田町保育室運營業務委託採点基準表
(第二次審査)

第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

候補者名		記入者	
------	--	-----	--

項番・項目	審査基準	劣	やや劣	普通	やや優	優	評価 係数	点数 (得点)	最高点	講評等 (ポイントとなった事項など)
		1	2	3	4	5				
1	港区保育室事業の事業運営に対する姿勢						× 4		20	
2	施設長候補者の考え方や能力等						× 4		20	
3	安全対策・危機管理						× 4		20	
4	提案書の実現性						× 4		20	
5	総合評価						× 4		20	
二次審査合計点								0	100	

【評価採点基準】 5段階 (優れている：5点 やや優れている：4点 普通：3点 やや劣る：2点 劣る：1点)

第一次、第二次審査合計点【205点×5委員+100点×5委員=1,525点満点】		305
--	--	-----